

教職員と保護者との連絡手段に関する校内規程

釧路市立共栄小学校

[目的]

第1条 この規程は、保護者から入手した携帯電話番号等の個人情報の利用や管理を厳正かつ適切に行うことを目的として定める。

[個人情報の取得と保管]

第2条 保護者の携帯電話番号等の個人情報を取得するのは、校務運営上必要な場合に限る。(メールアドレス等は通常、校務運営上必要であるとは認めない。)

校長は、次の場合に限って、携帯電話番号等の個人情報取得を許可し、取得した保護者の名簿は校長へ提出するものとする。

- ・家庭状況調査票 ～ 学級別に綴り、職員室の所定の場所に保管する。
- ・学級児童名簿作成 ～ 担任は自学級の児童名簿のみ管理。全校児童名簿は通し番号を付け管理者を明らかにして管理する。

[個人情報の取得の範囲]

第3条 前条の規程に基づき、教職員が保護者の携帯電話番号の個人情報を取得できる範囲は、担当する学級の保護者に限ることとする。

[教職員と保護者や児童の連絡]

第4条 教職員から保護者への連絡は、通常は学校の電話を使用し、個人の携帯電話からは行わない。

校外学習、遠足、社会見学や見学旅行等において、保護者に緊急連絡が必要になった場合は、その限りではない。但し、その場合もインターネットのコミュニケーションツール等は使わない。

連絡の内容は、授業や指導等、安全上の緊急連絡等校務に関することに限ることとし、私的な連絡は行わない。

[保護者や児童からの電話やメール等による相談]

第5条 教職員が、保護者や児童から電話やメール等を利用して個人的な悩みなどの相談を受けた場合、原則として相談内容を教頭に報告し、必要に応じて、学校での面談(複数参加)を設ける。

[個人情報の削除]

第6条 保護者の携帯電話番号等が記載された家庭状況調査票、学級児童名簿は、年度末に情報管理担当者が回収し、溶解文書扱いとする。但し、家庭状況調査票は2年間使用する。

緊急連絡等で保護者の携帯電話番号が保存されている場合は、必要なくなった時点で、確実に削除するものとする。

附 則 この規程は令和3年4月1日より施行する。